

佐賀県男女共同参画推進連携会議設置要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報及び意見の交換並びに連携を図り、もって、あらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組む全県的な機運を醸成するため、佐賀県男女共同参画推進連携会議(以下「会議」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する情報及び意見の交換を行う。
- (2) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、県内の地域活動、企業、教育関係、行政機関等の団体が推薦する方をもって構成し、知事が依頼する。

2 前項の規定により依頼される方(以下「委員」という。)の依頼期間は2年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、これを再度依頼することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議には、会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員により互選されるものとする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、佐賀県くらし環境本部男女共同参画課において行う。

(その他)

第7条 その他、会議に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。